

生物遺伝資源の分譲と利用に関する同意書

本同意書は、独立行政法人製品評価技術基盤機構（以下「機構」という。）バイオテクノロジーセンター（以下「NBRC」という。）から分譲を受けた生物遺伝資源を、生物遺伝資源分譲依頼の際に記載した利用目的の範囲内において利用するにあたり、相互の同意事項を定めるものである。

（定義）

第1条 本同意書で使用する用語の定義は次に定めるところによる。

- 一 「微生物」とは、細菌、放線菌、古細菌、糸状菌、酵母、ウイルス（バクテリオファージを含む。）、微細藻類（真核生物に属するものをいう。）及び原生生物をいう。
- 二 「DNA リソース」とは、微生物ゲノム DNA 及びヒト関連 DNA クローンをいう。
- 三 「生物遺伝資源」とは、微生物及び DNA リソースをいい、複製物を含む。
- 四 「複製物」とは、生物遺伝資源を培養又は増幅して得た、生物遺伝資源の培養物又は増幅物をいう。
- 五 「派生物」とは、生物遺伝資源の遺伝的な発現又は代謝の結果として生じる天然に存在する生化学的化合物（遺伝の機能的な単位を有しないものを含む。）をいう。
- 六 「改変物」とは、生物遺伝資源又は派生物を利用して得られた、元とは異なる新たな特徴を有するものをいう。
- 七 「生物遺伝資源等」とは、生物遺伝資源、派生物及び改変物を総称したものをいう。
- 八 「利用責任者」とは、機構の定めた利用条件を遵守し生物遺伝資源等を利用する者であり、かつ、利用者に利用条件を遵守させ適切に生物遺伝資源等を利用することに責任を有する者をいう。
- 九 「利用担当者」とは、利用責任者の指示の下、生物利用条件を遵守し生物遺伝資源等を利用する者であり、かつ、提供にかかる事務を担当する者をいう。利用責任者と兼ねることができる。
- 十 「標品送付先担当者」とは、利用責任者の指示の下、生物利用条件を遵守し生物遺伝資源等を利用する者であり、かつ、標品を受け取る者をいう。利用責任者、利用担当者と兼ねることが可能である。
- 十一 「利用者」とは、利用責任者の指示の下、利用条件を遵守し生物遺伝資源等を利用する者をいう。利用責任者、利用担当者及び標品送付先担当者を含む。
- 十二 「寄託者」とは、機構に生物遺伝資源を寄託した者又は財団法人発酵研究所から機構に移管された生物遺伝資源であって当該生物遺伝資源を財団法人発酵研究所に寄託した者をいう。
- 十三 「商業的利用」とは、製造、検査又は研究受託など、直接収益を得ることを目的とした活動において生物遺伝資源等を利用することをいう。生物遺伝資源等を利用して得られた成果を元にして知的財産権に係る出願を行う場合を含む。
- 十四 「非商業的利用」とは、前号に規定するもの以外をいう。
- 十五 「原産国」とは、生物遺伝資源が生態系及び自然の生息地に存在している状況において、当該生物遺伝資源を有する国をいう
- 十六 「提供国」とは、生物遺伝資源（自国が原産国であるかないかを問わない。）を提供する国をいう
- 十七 「同意書等」とは、本同意書の規定及び分譲された生物遺伝資源に付された個別の利用条件を総称したものをいう。本同意書の規定と個別の利用条件の規定とで齟齬がある場合は、原則として個別の利用条件を優先する。
- 十八 「バイオセーフティレベル」（以下「BSL」という。）とは、NBRC が次のとおり区分を定めた微生物の取扱い安全の区分をいう。
 - BSL1 ヒトに疾病を起こし、或いは動物に獣医学的に重要な疾患を起こす可能性のないものであり、個体及び地域社会に対する危険度が無いもの。
 - BSL1* BSL1 のうち、日和見感染することが報告されているもの。ただし、BSL1*でないことは日和見感染しないことを意味しない。
 - BSL2 ヒト或いは動物に病原性を有するが、実験室職員、地域社会、家畜、環境等に対し、重大な災害とならないもの。また、実験室内で曝露されると重篤な感染を起こす可能性はあるが、有効な治療法、予防法があり、感染が拡散する可能性は低いもの。さらに、個体に対する危険度は中程度であり、地域社会に対する危険度は低いもの。

(生物遺伝資源の分譲)

第2条 利用担当者は、生物遺伝資源の分譲を依頼する場合、依頼書の他、NBRC が指定する文書を別途提出しなければならない。

2 利用担当者は、分譲を依頼した場合、NBRC が指定する額の方譲手数料及びその他指定する費用を NBRC に支払わなければならない。

3 NBRC は、前項に基づき受領した分譲手数料及びその他指定する費用について、依頼のキャンセルが認められた場合又は機構の収入管理規程に基づく返金が必要な場合を除き、利用者に返還しない。

(生物遺伝資源の発送)

第3条 NBRC は、原則として郵便で標品送付先担当者あてに生物遺伝資源の発送を行う。

2 発送先が日本以外の国又は地域である場合、利用担当者は次の対応等を行わなければならない。

- 一 生物遺伝資源の発送や梱包に係る費用を分譲手数料とは別に負担する。
- 二 郵便以外の方法を利用担当者が指定する場合、その方法による発送や梱包に係る費用を負担する。
- 三 発送先の国又は地域への輸入・輸送に関する手続きを行う。

3 利用者は、NBRC が発送した生物遺伝資源が NBRC 側以外の事由等で利用者に届かなかつた場合には、NBRC に異議を申し立てしてはならない。

(生物遺伝資源等の利用)

第4条 利用者は、NBRC が分譲した生物遺伝資源について、NBRC 又は第三者が保有する当該生物遺伝資源に係る知的財産権その他一切の権利が分譲により利用者に譲渡されるものでないこと、また、同意書等に記載された範囲で生物遺伝資源等を利用・廃棄する権利以外は与えられるものでないことについて同意した上で利用しなければならない。

2 利用者は、NBRC が分譲した生物遺伝資源を第三者に利用させてはならず、分譲又は分与を行ってはならない。ただし、次の各号いずれかに該当する場合は、NBRC が分譲した生物遺伝資源に付された個別の利用条件に違反しない限り、第2項に関わらず、生物遺伝資源等を第三者に利用させることができる。この場合、利用者は第三者に同意書等の内容を厳守させなければならない。かつ、当該利用が終了した時点で、利用者は第三者に生物遺伝資源等を廃棄させるか、又は、利用者に返却させなければならない。

- 一 依頼書に記載の利用目的の範囲内で行う解析、培養等を目的とした利用者から第三者への業務委託
- 二 依頼書に記載の利用目的の範囲内、利用者とは第三者との間で実施される共同研究（当該第三者について NBRC に事前に通知すること。）
- 三 前二号以外で NBRC が許可する場合

3 利用者は、本同意書及び本同意書別表に定めるものの他、依頼書に記載した利用目的の範囲内及び組織の施設内、かつ当該生物遺伝資源について NBRC オンラインカタログ及び別書面で指定された利用条件で生物遺伝資源等を利用しなければならない。

4 利用者は、生物遺伝資源等が生物又は生体物質であり性質が変化すること、欠陥を持つ可能性や潜在的な危険性があることを認識し、知識と技術をもった者が生物遺伝資源等を適切に取り扱うための設備の整備や管理体制の構築等必要な措置をとらなければならない。

5 利用者は、BSL2 に該当する生物遺伝資源等の利用に際して、感染防止のため次の各号の事項を遵守しなければならない。ただし、利用者の組織で別途定めがある場合は除く。

- 一 実験区域を限定した上で実験を行うこと。
- 二 エアゾール（飛沫）発生の恐れのある実験は生物学用安全キャビネットの中で行うこと。
- 三 実験中は関係者以外の立入りを禁止すること。
- 四 実験に用いた器具及び培養物は実験終了後、滅菌処理をすること。

6 利用者は、生物遺伝資源等を利用する国又は地域において適用される法令、諸規則、条例等を厳守しなければならない。

7 利用者は、生物遺伝資源等の利用等一切の行為がいかなる第三者の知的財産権、原産国又は提供国の主権的権利等を侵害する恐れがあること等を認識し、自らの費用と責任において必要な一切の措置を講じなければならない。

8 利用者は、生物遺伝資源等の利用条件において寄託者との事前協議が利用条件に含まれる場合は、寄託者との事

前協議を行い、合意した上でなければ利用してはならない。

- 9 利用者は、利用が終了した際に、生物遺伝資源等を NBRC 又は寄託者に断り無く廃棄することができる。
- 10 利用者は、本同意書等に同意できない事由が発生した場合、又は、同意書等に違反していることが明らかになった場合、速やかにその利用を中止するとともに、生物遺伝資源等を廃棄し、その旨 NBRC に報告しなければならない。
- 11 利用者は、生物遺伝資源等の利用により得られた成果を公表する場合には、NBRC から分譲を受けた生物遺伝資源の番号を明記し、公表後に NBRC にその情報を通知しなければならない。
- 12 利用者は、同意書等に基づいて生物遺伝資源等を利用して商業的利用を実施した場合は、実施後速やかに NBRC にその情報を通知しなければならない。ただし、NBRC が当該情報の通知を要しないと認めた場合は、この限りでない。
- 13 利用者は、NBRC が利用者に通知することなく NBRC が保有する生物遺伝資源を廃棄する、あるいはその公開や分譲を停止する場合があることに同意した上で、生物遺伝資源等を利用しなければならない。

(情報の取扱い)

- 第5条 NBRC は、利用担当者から提出された第2条第1項に基づく依頼書及び書面の内容（個人情報、電話等で確認した内容を含む。）について、原則として第三者に提供しない。
- 2 前項に関わらず、NBRC は、当該情報について、以下の目的で使用することができる。
 - 一 利用担当者からの問い合わせへの対応、手数料の請求、生物遺伝資源の発送等、生物遺伝資源の分譲に必要な業務を行うため
 - 二 事前に利用者からの許可を得た場合は、機構のサービス、セミナー、シンポジウム、研修等の事業の案内とアンケートの送付のため
 - 3 第1項に関わらず、NBRC は、条約、法令、諸規則、条例等に基づく開示請求があった場合若しくは報告義務が生じた場合は、分譲の内容（個人情報を含む。）について第三者に提供することができる。
 - 4 第1項に関わらず、NBRC は、利用責任者から書面（メールを含む。）による同意を得た上で第三者に提供することができる。
 - 5 前各項に加えて、個人情報の取扱いに関しては、利用者は別紙「個人情報の取扱いについて」に記載の内容に同意するものとする。

(反社会的勢力の排除)

- 第6条 利用者は次の各号のいずれにも該当しないことを保証する。また、その確認のため、千葉県警察本部に対して照会が行われる場合があることに同意する。
- 一 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。）、暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）、暴力団員でなくなったときから5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標榜ゴロ又は特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者（以下併せて「反社会的勢力」という。）
 - 二 役員等（法人である場合は役員又は支店若しくは営業所の代表者その他これらと同等の責任を有する者をいう、法人以外の団体である場合は代表者、理事その他これらと同等の責任を有する者をいう。）が反社会的勢力である者
 - 三 反社会的勢力が経営に実質的に関与している者
 - 四 自己、その属する法人その他の団体若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、反社会的勢力を利用している者
 - 五 反社会的勢力に対して資金を提供し、又は便宜を供与するなど直接的又は積極的に反社会的勢力の維持運営に協力し、又は関与している者
 - 六 その他反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有する者

(損害賠償責任の制限)

- 第7条 利用者は、生物遺伝資源等の利用等一切の行為に起因し又はこれに関連して、利用責任者、利用担当者、標品送付先担当者又は利用者何らかの損害が発生した場合、並びに生物遺伝資源等の発送遅延や未達等の分譲に起因し又はこれに関連して、利用責任者、利用担当者、標品送付先担当者又は利用者何らかの損害が発生した場合

において、NBRC の故意又は重過失に因るものでない限り NBRC が一切の責任を負わないこと、その他 NBRC が責任を負う場合においても分譲手数料に相当する額を限度とすることについて同意しなければならない。

2 NBRC は、分譲した生物遺伝資源の死滅や雑菌混入などの不具合について、原則として発送後 60 日以内に利用者から連絡を受け、その不具合が NBRC の責による場合、同一生物遺伝資源又はそれに相当する生物遺伝資源を 1 回に限り無償で標品送付先担当者に送付する。

(準拠法及び同意管轄裁判所)

第 8 条 本同意書の準拠法は日本法とする。

2 NBRC と利用者は、本同意書に起因又は関連する一切の紛争について、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とすることに同意する。

(協議)

第 9 条 NBRC と利用者は、本同意書に定めのない事項及び本同意書の解釈に生じた疑義については誠実に協議しなければならない。

(2023 年 3 月)

別紙 個人情報の取扱いについて

(1) 基本的考え方

独立行政法人製品評価技術基盤機構バイオテクノロジーセンター（NBRC）（以下、「機構」といいます。）では、機構のNBRC オンラインカタログ（以下、「本サイト」といいます。）の運営に際し、本サイトの利用者（以下、「サイト利用者」といいます。）のプライバシーの保護に配慮をしております。またサイト利用者の皆様が提供した個人情報は「独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第59号）」および機構の「個人情報保護管理規程」に基づき適正な管理を行っております。

(2) 収集する情報の範囲

- ア. 本サイトでは、インターネットドメイン名、IPアドレス、サイト内検索のクエリ情報、その他本サイト閲覧に係る情報を自動的に取得します。また、クッキー（サーバ側でサイト利用者を識別するために、サーバからサイト利用者のブラウザに送信され、サイト利用者のコンピュータに蓄積される情報）を使用している旨の記載のあるコンテンツでは、クッキーを自動的に取得します。
- イ. 本サイトを利用して生物遺伝資源のご依頼をされる場合、氏名、電話番号、電子メールアドレス、ご所属機関、ご所属先住所等の個人情報（以下、「個人情報」といいます。）をご提供いただきます。また、上記と併せて、生物遺伝資源のご依頼履歴、ご依頼の目的（以下、「依頼履歴」といいます。）を記録させて頂く場合があります。

(3) 情報取得の目的

- ア. (2)ア.において収集した情報は、本サイトが提供するサービスを円滑に運営するための参考として利用します。
- イ. (2)イ.で収集した個人情報は、以下の目的で使用いたします。
 - i. サイト利用者からの問い合わせへの対応、手数料の請求、生物遺伝資源の発送等、生物遺伝資源の分譲に必要な業務を行うため
 - ii. 事前にサイト利用者からの許可を得た場合は、機構のサービス、セミナー、シンポジウム、研修等の事業の案内とアンケートの送付のため

(4) 収集した個人情報の利用及び提供の制限

本サイトで収集した個人情報は、以下のいずれかに該当する場合を除き、第三者に提供いたしません。

- ア. 条約、法令、諸規則、条約等に基づく開示請求があった場合若しくは報告義務が生じた場合
- イ. 本人の同意があった場合
- ウ. 法令の定めに基づく措置を講じる場合
- エ. サイト利用者の情報が利用規約第6条各号に定める禁止事項に該当する場合
- オ. 本サイトその他の関係施設の保守に伴い、蓄積情報の保全を図るために必要不可欠と認められる措置を講じる場合
- カ. 公衆の生命、健康、財産等の重大な利益を保護するために必要不可欠な場合

(5) 安全確保の措置

機構は、収集した情報の漏えい、滅失、き損又は不正アクセスの防止その他収集した情報の適切な管理のために必要な措置を講じます。

(6) 個人情報の変更・利用停止

サイト利用者は、アカウント登録画面において自らが入力した個人情報について、サイト利用者自身が本サイト上にログインし、修正することができます。機構は、個人情報の訂正、利用停止に関し、サイト利用者本人から問い合わせがあった場合は、本人であることを確認した上で、合理的な範囲で速やかに対応させていただきます。

(7) 適用範囲

この「個人情報の取扱いについて」は、本サイトにおいてのみ適用されます。

(8) 「個人情報の取扱いについて」の改定

この「個人情報の取扱いについて」は予告なく改定することがあります。改定を行った場合には、本サイト上に掲示します。

(9) EU一般データ保護規則（GDPR）について

2018年5月25日付けで「EU一般データ保護規則（GDPR）」が施行されたことに伴い、欧州経済領域（以下「EEA」といいます。）に在住の方は、以下をご確認ください。

- ア. 本サイト上で取得した個人情報は「(3) 情報取得の目的」の用途のみに使用します。
- イ. 個人情報は機構が設置する日本国内のサーバに保存されます。機構はサイト利用者の個人情報を適切に管理します。

ウ. 自らの個人情報について、以下の取扱いを希望される場合は（11）の問合せ先までご連絡ください。また、サイト利用者が居住する EEA 加盟国の監督機関に対して苦情を申し立てることもできます。

- i. 個人情報へのアクセス
- ii. 個人情報の訂正
- iii. 個人情報の利用停止
- iv. 個人情報の削除
- v. 個人情報の処理制限
- vi. 個人情報のデータポータビリティ
- vii. 異議申立て

エ. 個人情報を提供したサイト利用者を、上記について同意したものと扱います。なお、サイト利用者はこの同意をいつでも撤回する権利があり、この同意の撤回は、撤回前のデータ処理やデータ移転の適法性に影響を与えるものではありません。

（10）セキュリティ

本サイトは、デジタル ID により証明されています。お買い物カゴでのデータ入力、送信は、SSL 暗号通信により、お客様のウェブブラウザとサーバ間の通信がすべて暗号化された状態で送信されます。

（11）問い合わせ先

TEL : 0438-20-5763 (バイオテクノロジーセンター
生物資源利用促進課 土日祝を除く 10:00-17:00)
nbrc@nite.go.jp

2021年3月制定

別表 利用条件

	NBRC オンラインカタログの表示内容	利用条件
1	Prior notification to DEPOSITOR required upon COMMERCIAL USE	利用者は生物遺伝資源等を非商業的利用できる。企業など営利を目的とする組織や個人であっても、非商業的利用できる。利用者は生物遺伝資源等を商業的利用（知的財産権の出願を含む）する場合は、寄託者へ事前に通知する。通知を受けた寄託者は、利用者の商業的利用を制限することはできない。
2	Prior agreement with DEPOSITOR required upon COMMERCIAL USE	利用者は生物遺伝資源等を非商業的利用できる。企業など営利を目的とする組織や個人であっても、非商業的利用できる。利用者は生物遺伝資源等を商業的利用（知的財産権の出願を含む）する場合は、寄託者と事前に協議し合意を得るものとする。
3	NON-COMMERCIAL USE only	利用者は生物遺伝資源等を非商業的利用することができる。企業など営利を目的とする組織や個人であっても、非商業的利用できる。ただし、知的財産権の出願は行えないものとする。
4	Specific conditions for utilization set by the DEPOSITOR	利用者は NBRC オンラインカタログに表示される寄託者が指定した利用条件に従う。